

岩手県告示第838号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、地域森林計画を変更したいので、次のとおり公告する。

平成21年11月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 森林計画区の名称

- (1) 久慈・閉伊川森林計画区（宮古市一円、久慈市一円、下閉伊郡一円、九戸郡のうち軽米町及び九戸村を除く地域）
- (2) 北上川上流森林計画区（盛岡市一円、岩手郡のうち葛巻町を除く地域、紫波郡一円）
- (3) 北上川中流森林計画区（花巻市一円、北上市一円、遠野市一円、一関市一円、奥州市一円、和賀郡一円、胆沢郡一円、西磐井郡一円、東磐井郡一円）

2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 岩手県農林水産部森林整備課並びに関係広域振興局等の林務担当部、林務室、農林センター及び岩泉林務事務所
- (2) 期間 平成21年11月10日から同年12月10日まで